

参考：「静岡県建築基準条例第10条の解説 詳細版」の質問と回答

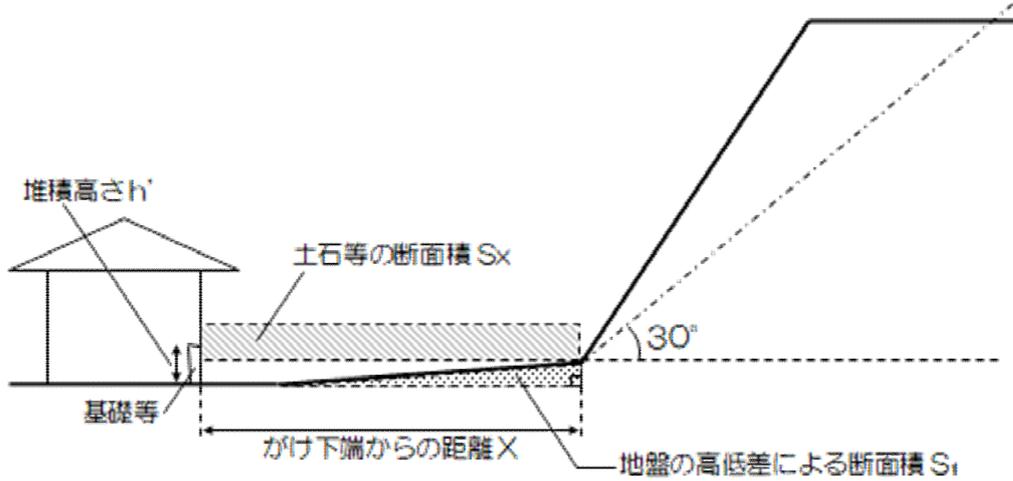
No.	頁	質問	回答
1	P.8	敷地内での別棟増築で、がけと申請建物の間に脇屋（元々母屋として使用していたもの）が立っている場合、がけの検討について脇屋の部分については、検討に入れないこととしてよいか？	脇屋が昭和29年4月1日以降に適法に建築された建築物の場合、県条例第10条に適合しているため、改めて検討する必要は無い。
2	P.25	敷地とがけの下端に高低差がある場合、崩壊土量に基づく堆積高さの算定はどのようにすればよいか。	別紙「図1」のとおりとする。
3	P.27	図10に示す基礎の仕様（せん断補強筋のフック）は、平成12年告示第1347号第1第3項及び第4項に規定する鉄筋相互の緊結に関して、一般財団法人日本建築センター（BCJ）の評定を取得していれば、フック以外としてよいか。	平成12年告示第1347号第1第3項及び第4項に規定する鉄筋相互の緊結に関して、一般財団法人日本建築センター（BCJ）の評定を取得している場合は、せん断補強筋の仕様をフック以外としてもよい。 なお、確認審査において評定書の写しの添付を求める。

別紙

a.敷地とがけの下端に高低差がある場合のh'の算定方法は以下のとおりとする。

①敷地よりがけの下端が高い場合

$$\text{堆積高さ } h' = (S_x + S_1) \div X$$



②敷地よりがけの下端が低い場合

$$\text{堆積高さ } h' = S_x \div X$$

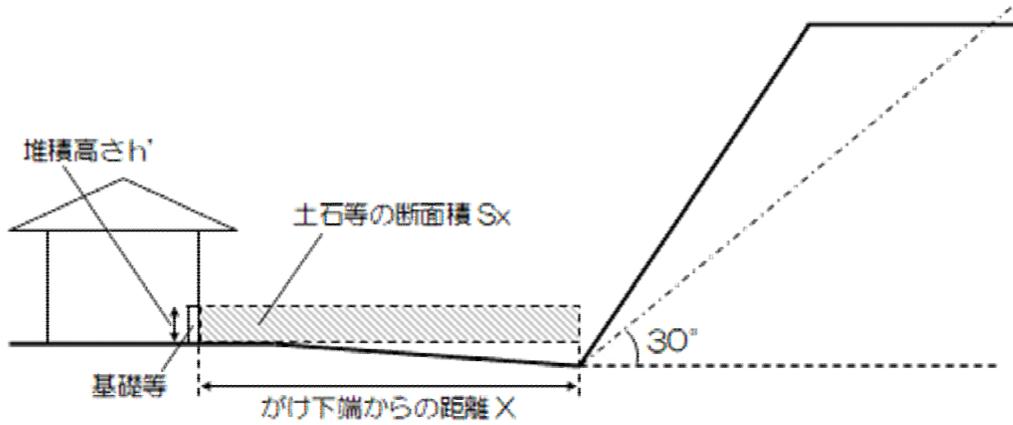


図1 敷地とがけの下端に高低差がある場合のh'の算定方法